

第7章 事業計画

1. 事業計画

史跡の整備にあたっては、今後計画的に公有地化を進めながら、整備地区区分に基づいて整備を行っていく。整備は、土地の公有地化状況と調査の状況を踏まえ、優先度を総合的に勘案しながら、段階的に進める必要がある。

現状では、指定地とその周辺の既に公有地化されている部分から整備し、活用を行う。各地区における整備の具体的な内容は、今後の発掘調査等の調査成果によって決定される部分もあるため、順次調査を進め、整備に必要な調査データを得て、基本設計及び実施設計を行うこととする。

荒船風穴は、蚕種を貯蔵した風穴とそこで働く職員が利用した管理棟（番舎）、物置、受水槽等の遺構からなるが、建物はすでになく、現状では史跡の全体像が理解しづらい。

また、平成25年に世界遺産に登録された後は県内外から訪れる人も増加しており、一般見学者用駐車場を設置したものの、史跡から約800m離れた場所に位置するため、史跡～駐車場間の移動が課題となっている。また、ゴールデンウィークや夏休み期間中の土日等には既設の駐車場が満車になるなどの課題も出ており、史跡近くに一般見学者用駐車場を整備することが望まれる。

一方、風穴石積みの中には孕み出しや積み石の抜け等の変形が見られる箇所もあり、園路の安全確保のためには、現在実施している定点観測や調査研究の成果を踏まえた石積みの補修が必要である。なお、史跡は山の斜面部に位置し、整備工事用の重機等が搬入できない地形であるため、風穴石積み遺構等の補修や復元工事、その他の整備工事等の実施に際しては、作業ヤード、作業用道路の整備が不可欠である。

このような状況を踏まえ、史跡整備は以下に示すような段階的な整備を計画する。

(1) 短期整備（平成28年度～平成31年度）

来訪者の利便性向上と番舎跡の遺構表示

崩落の危険性が高い箇所から順次風穴石積みの補修を行い、史跡内を安全に効率的に見学できる園路を整備する。管理棟（番舎）跡等は遺構表示を行い、史跡の全体像が分かるようにする。

指定地外については、将来的に一般見学者用の駐車場を史跡近くに整備することを検討するとともに、整備工事や維持管理のために必要となる工事用ヤード、作業用道路、管理車両用駐車場等の整備を行う。

(2) 中期整備（平成32年度～平成36年度）

ガイダンス施設の検討

中期整備は、ガイダンス施設の設置を主体とする。施設の建設にあたっては、史跡周辺をはじめ、市内の文化財の分布、交通利便性、各種集客施設や既存資料館の設置状況等を鑑み、場所の選定において十分な検討を行う。ガイダンス施設は史跡そのものの情報や発掘調査の成果等を集約し、提供する施設であると同時に、体験学習の拠点や来訪者用の休憩所、管理者用の詰所、物置等にも利用できる施設として整備する。

(3) 長期整備（平成 37 年度～平成 41 年度）

学術調査に基づく風穴石積みの復元検討

長期整備として、崩落している石積みの復旧を行う。具体的な整備の手順や対象範囲については、今後の調査研究の成果をもとに検討を加える。ただし、現在実施している定点観測や経過観察の結果、崩落の危険性が認められた場合は、状況に応じて柔軟に対処する。

また、史跡周辺のスギ植林については、大正時代の植生に変更する。

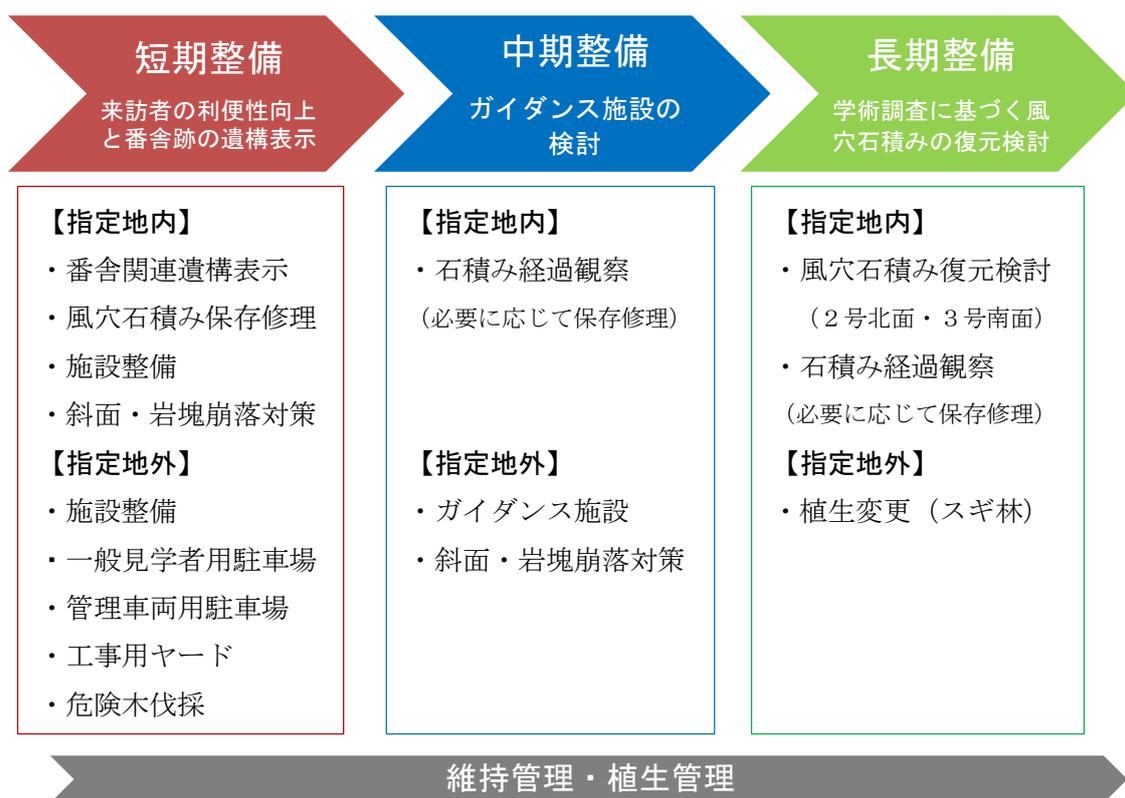


図 7-1 各段階の整備内容

なお、中期整備以降については、短期整備が終了する平成 31 年度に事業の進捗状況等を踏まえて再度検討し、必要に応じて事業内容の見直しを行うこととする。

表 7-1 事業計画

ゾーン・項目	年次		短期				中期					長期			
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2021 (H34)	2022 (H35)	2023 (H36)	2024 (H37)	2025 (H38)	2026 (H39)	2027 (H40)	2028 (H41)	
整備委員会	指導														
設計	基本設計														
史跡内	番倉遺構 ゾーン	遺構表示	調査	実施設計	整備工事	貯水槽跡の複製展示を検討									
		土留め石積み		実施設計	修理										
		法面崩落対策		実施設計	整備工事										
		平場の地被植栽		実施設計	整備工事										
		植生管理	スギ伐採												
			既存樹木の剪定・枝払い等												
		園路	調査	実施設計	整備工事										
		便益施設		実施設計	整備工事										
解説施設		実施設計	整備工事												
史跡内	風穴 ゾーン	1号風穴石積み	経過観察・石材番号付け			(必要に応じて保存修理)									
		2号風穴石積み	経過観察・石材番号付け			(必要に応じて保存修理)									
		3号風穴石積み	経過観察・石材番号付け			(必要に応じて保存修理)									
		3号風穴 補強石積み	調査・石材番号付け	実施設計	修理	経過観察									
		不安定岩塊 崩落対策	調査	実施設計	整備工事										
		植生管理	危険木伐採												
		園路	調査		実施設計	整備工事									
		便益施設			実施設計	整備工事									
		解説施設			実施設計	整備工事									
		作業用道路			整備										
史跡内	治山対策 ゾーン	不安定岩塊 崩落対策	調査	実施設計		整備工事(指定地内)		整備工事(指定地外)							
		植生管理	危険木伐採(指定地周辺)			危険木伐採(指定地外)			スギの植生変更を検討						
		園路	調査		実施設計	整備工事									
		便益施設			実施設計	整備工事									
		解説施設			実施設計	整備工事									
史跡内	冷風源岩塊 ゾーン	不安定岩塊 崩落対策				調査	実施設計	整備工事							
		園路				散策路の整備を検討									
史跡外	見学者広場 ゾーン	便益施設	既存施設を利用(適宜補修、更新)												
		解説施設			実施設計	整備工事									
	緊急車両・障害者 駐車場			実施設計	整備工事										
	交通対策※ ゾーン	便益施設	(既存施設は利用)		実施設計	整備工事									
解説施設		(既存施設は利用)		実施設計	整備工事										
一般見学者用 駐車場		供用(大型車両用としても利用)													
史跡外	管理車両用 駐車場	供用(将来的には、一般見学者用としての利用も検討)													
		工事用ヤード		実施設計	整備工事										
史跡外	ガイダンス施設					候補地 検討	基本設計	実施設計	整備工事						
史跡外	広域動線	関係機関と協議													
史跡外	調査研究	継続的に実施													

※整備にあたっては、関係機関との協議・調整が必要

2. 整備に関する補助金等

指定地内における整備事業には、文化庁の国庫補助事業の利用が考えられる。また、指定地外における整備事業は、国土交通省の補助事業、町の観光振興事業、県の補助事業などの利用が考えられる。また、冷風源岩塊ゾーンについては、ジオサイト等に関連した事業による整備を行うことも視野に入れて検討を進める。

また、講演会やワークショップ等の活用事業においては、企業のメセナ活動による企画・運営や人的・物的支援等の利用も有効である。

いずれの場合も、各事業による整備の可能性を検討し、円滑に事業が進むよう関係部局と調整しながら進める必要がある。

■整備に関する補助金等

<文化庁>

- ・ 歴史生き生き！史跡等総合整備事業国庫補助
- ・ 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費国庫補助
- ・ 文化遺産を活かした地域活性化事業国庫補助

<国土交通省>

- ・ 歴史まちづくり法における社会資本整備総合交付金（都市公園事業）
- ・ 歴史まちづくり法における社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）
- ・ 歴史まちづくり法における集落基盤整備事業

<農林水産省>

- ・ 集落基盤整備事業

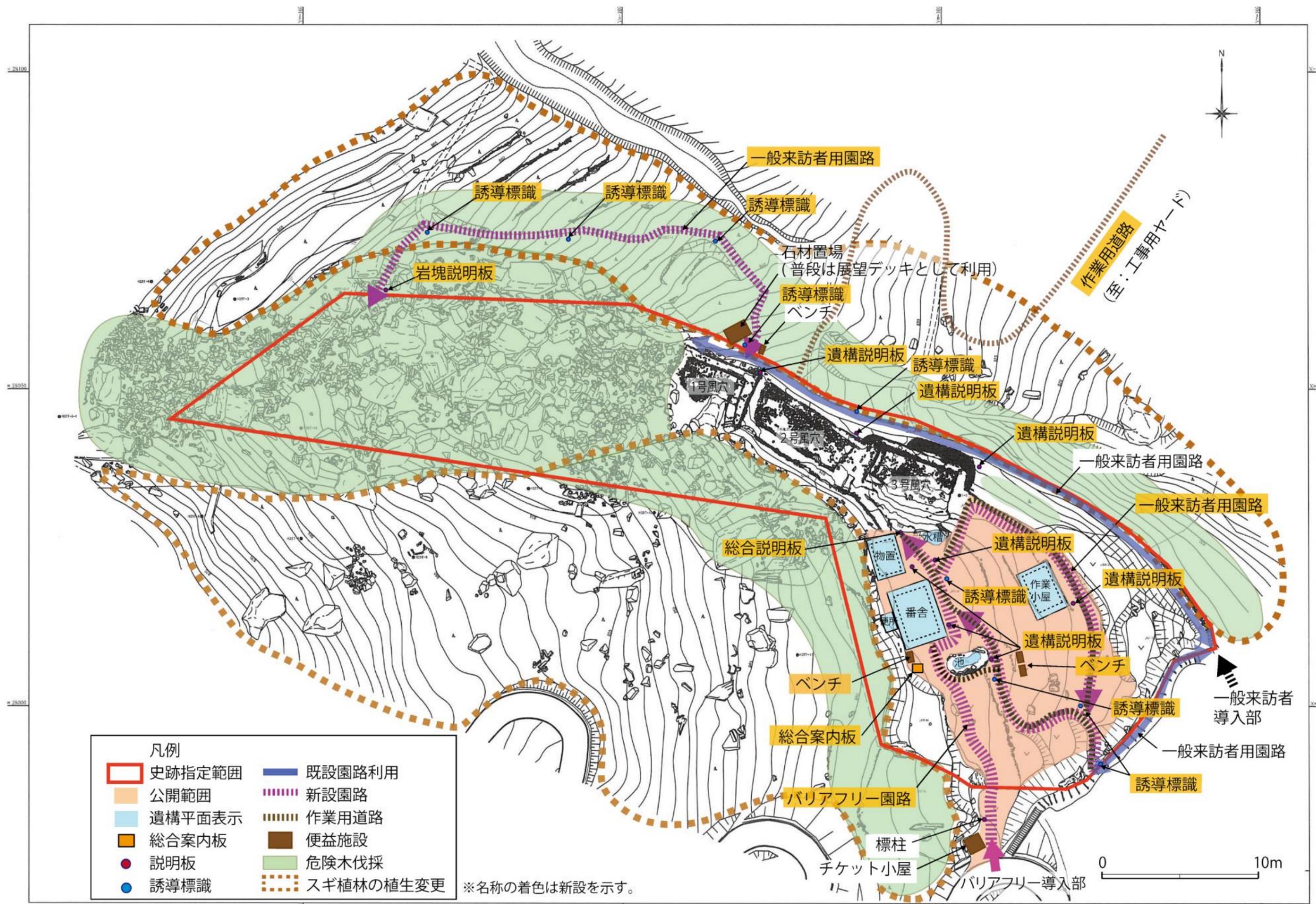


図 7-2 整備計画図（指定地周辺）

